

占用入札制度について(総合評価方式)

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(舞台は某地方整備局の路政課。朝から真剣な表情で書類を読んでいる大野君。)

栗本係員

大野君、何か悩み事かな。

大野係員

実は事務所から、国道 999 号の高架下の空き地について、来年度以降は、占用入札制度を活用して自動車駐車を設置したいという相談があり、どう回答したらいいか悩んでいたところですよ。

栗本係員

国道 999 号付近は自動車駐車が不足しているから、利用者のニーズや事業者の競合も見込まれるし、占用入札を活用するのはいいアイデアだね。それで、大野君は何に悩んでいるのかな。

大野係員

事務所は、今回の占用入札は、通常の価格評価方式ではなく、占用料の額に加えてその他の条件も評価の対象とした上で、道路管理者にとって最も有利な者を選定する総合評価による占用入札の実施を希望しており、実施に当たっての注意点を聞かれています。僕も総合評価による占用入札は初めての経験のため、制度を改めて勉強していたところですよ。

栗本係員

なるほどね。総合評価による占用入札は全国的に見てもあまり例がないからね。まずは通常の価格評価による占用入札制度との違いを確認してみようか。

大野係員

違いは大きく 2 点あります。1 点目は、読んで字のごとく総合評価をすることになるので、占用料の多寡によって入札者を定める通常の価格評価方式とは異なり、占用料の額その他の条件が道路管理者にとって最も有利なものを決定するための基準を策定し、具体的な評価項目や点数配分を決める必要があります。その上で、その基準を、入札占用指針に明記する必要があります。

栗本係員

そうだね。占用希望者としては、評価項目や評価基準が具体的にわからないとより良い提案をすることができないよね。もう 1 つの違いは何かな。

大野係員

2点目は、落札者の決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴く必要があります。これは、落札者の決定基準が恣意的になり、入札の公平性を害することがないようにするための措置です。

栗本係員

そのとおり。学識を有する第三者に客観的な視点で落札者の決定基準を見てもらうことで、例えば大野君が自宅前の清掃を提案してきた者を高く評価したいと考えて恣意的な案を作っても却下されるわけだね。

大野係員

僕はそんなことはしませんよ！

栗本係員

ごめん、冗談だよ。1つ補足すると、落札者の決定基準に基づいて落札者を決定しようとする場合に学識経験者に意見聴取を行う必要があるかどうかを確認し、必要があるとされたときは、意見聴取を行わなければならないことも忘れないようにね。これも入札の公平性を確保するための措置だね。

また、学識経験者の他にも意見を聴くべき人はいないかな？

大野係員

えっと、本省から発出されている通達によると、学識経験者の意見聴取に当たっては、関係地方公共団体、関係する他の道路管理者、2人以上の学識経験者等で構成する委員会を設置することを基本とするとされています。

ただし、この委員会については、高架下等利用検討会等の既存組織の活用も認められているので、必ずしも新規に立ち上げる必要はないということですね。

栗本係員

ところで、事務所はなぜ通常の価格評価による占用入札でなく、総合評価による占用入札をやっているのかな？

大野係員

何でも年々事務所の人員が削減され、道路の維持管理に人手を割くのが難しくなっているようです。そうした事情がある中で、高架下駐車場の占用者には、単に高い占用料を支払う意向がある者ではなく、より道路維持管理の向上に注力する占用者を選定したいとのことですよ。

栗本係員

民間の活力やノウハウを、道路維持管理の向上に活用してもらいたいということだね。具体的にどのような取組を行ってもらうのかについて、事務所は検討しているのかな。

大野係員

事務所では、除草、清掃、植樹の剪定など日常から道路管理者が行っている業務に加え、高架下の安全対策や防犯対策などをやってもらいたいようです。

栗本係員

確かに国道999号の高架橋は供用から50年以上が経過していて、老朽化による不具合箇所の早期発見・解消や安全対策が必要な状況にあるから、高架下やその周辺箇所の点検や防護ネットの設置などの措置を講じてもらえれば、道路管理者としても助かるね。また、防犯の観点からは、防犯カメラの設置や照明灯のLED化などに協力してもらいたいところだね。

大野係員

そこまで提案してもらえると、事務所としても総合評価による占用入札をやる甲斐がありますよね。

栗本係員

より良い総合評価による占用入札を事務所が実施できるよう、大野くんもしっかり勉強して事務所をサポートしてあげるんだよ。

大野係員

栗本さん色々アドバイスありがとうございます。

あっ、そろそろお昼休みですね。良かったらお昼一緒にどうですか？

栗本係員

それなら、最近オープンしたカフェに行こうか。少し値は張るけど、落ち着いた雰囲気美味しいランチが食べられるんだよ。

大野係員

そのお店も大変魅力的ですが、今回は僕のお勧めの激安食堂に行きましょう！！

栗本係員

…わかったよ（大野くんは相変わらずの価格評価だな）。

<参照条文等>

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（占用入札）

第三十九条の四 道路管理者は、入札占用計画を提出した者のうち、次の各号のいずれにも該当すると認めるものに対しては占用入札に参加することができる旨を、次の各号のいずれかに該当しないと認めるものに対しては占用入札に参加することができない旨を、それぞれ通知しなければならない。

- 一 当該入札占用計画が入札占用指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該入札対象施設等のための道路の占用が第三十二条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。
- 三 当該入札対象施設等のための道路の占用が道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと。
- 四 その者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2 （略）

3 道路管理者は、第一項の規定により占用入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札占用指針の定めるところにより、占用入札を実施しなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により実施した占用入札において最も高い占用料の額（入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の額に限る。以下この項において同じ。）をもつて申し出た参加者を落札者として決定するものとする。ただし、効率的な道路の管理の観点から占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利な入札占用計画の提出をした参加者を落札者として決定することが適切であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、最も高い占用料の額をもつて申し出た参加者以外の者を落札者として決定することができる。

5 （略）

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（総合評価占用入札の手続）

第十九条の三の三 道路管理者は、法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占用入札（以下この項において「総合評価占用入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価占用入札に係る申出のうち占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとつて最も有利なものを決定するための基準（以下この条において「総合評価落札者決定基準」という。）を、法第三十九条の二第二項第七号の入札の実施に関する事項として入札占用指針において定めなければならない。

2 道路管理者は、総合評価落札者決定基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かななければならない。

3 道路管理者は、前項の規定による意見の聴取において、あわせて、当該総合評価落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。

○道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）

第四条の五の四 道路管理者は、令第十九条の三の三第二項及び第三項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

○占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度について（平成27年3月27日付け国道利第21号）（略）